

上山市長 山 本 幸 靖 様
上山市議会議長 川 崎 朋 巳 様
上山市教育委員会教育長 加 藤 洋 一 様

上山市監査委員 大 和 啓
上山市監査委員 枝 松 直 樹

指定管理者監査の結果について

地方自治法第 1 9 9 条第 7 項の規定により、次のとおり監査を執行したので、その結果を同条第 9 項の規定により提出します。

記

1 監査の基準

上山市監査基準（令和 2 年監査委員告示第 1 号）に準拠して監査を行った。

2 監査等の種類

財政援助団体等監査（地方自治法第 1 9 9 条第 7 項）

3 監査等の対象 シンコースポーツ株式会社

施設名 上山市体育文化センター、市民総合運動広場、南部体育館、市民
多目的運動広場、市民テニスコート、中山体育館、中山運動広場、
上山市生涯学習センター及び南部地区農業者等トレーニングセンター

4 監査期日 令和 8 年 7 月 1 日

5 監査等の着眼点

指定管理に係る出納その他の事務の執行が目的に沿って適正かつ効率的に行われているか。

6 監査等の実施内容

諸帳簿及び資料のほか関係書類の提出を求めるとともに、必要に応じ関係者から説明を聴取して行った。

7 監査等の結果

監査の対象となった事務が概ね適正と認めた。

なお、主なる所見は次のとおりである。

(1) 主なる所見

利用者の安全性や利便性に配慮した施設運営を推進され、本市の体育・文化の振興に大きく寄与されていることに敬意を表する。

今後も、市民が多様なスポーツ・文化活動を行うことができるよう適正な環境整備に努めるとともに、市や関係団体と連携を図りながら、市民が求める自主事業を展開されたい。